

石川県公報

平成25年4月26日
第12590号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次		
○歳入の徴収事務の委託	(消防保安課)	1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	2
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課)	1	○公共測量終了公告 (監理課)	3
○県道の区域の変更	(道路整備課)	2	○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	3
○県道の供用の開始	(同)	2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	3
公 告			○二級建築士の免許の取消しの公告 (建築住宅課)	3
○平成24年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表	(管財課)	2		

告 示

石川県告示第185号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。
平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
高圧ガス製造保安責任者免状交付手数料、高圧ガス製造保安責任者免状再交付手数料、高圧ガス販売主任者免状交付手数料、高圧ガス販売主任者免状再交付手数料、液化石油ガス設備士免状交付手数料、液化石油ガス設備士免状再交付手数料及び液化石油ガス設備士免状書換え手数料の収納事務	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	高圧ガス保安協会	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

石川県告示第186号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

福浦加入区

- 発起人の住所及び氏名
羽咋郡志賀町福浦港ミナトの182番地の1 瀧田 次八
羽咋郡志賀町福浦港15字33番地4 浜中 外治
- 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧福浦港漁業協同組合の地区
- 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

- (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成25年4月3日

石川県告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。
なお、その関係図面は、平成25年4月26日から同年5月15日まで縦覧に供する。
平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
大谷狼煙 飯田線	珠洲市三崎町寺家卜部153番5地先から	旧	9.00～9.50	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	珠洲市三崎町寺家卜部157番地先まで	新	9.10～47.60	

石川県告示第188号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年4月26日から同年5月15日まで縦覧に供する。
平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
大谷狼煙 飯田線	珠洲市三崎町寺家卜部153番5地先から 珠洲市三崎町寺家卜部157番地先まで	平成25年4月28日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

平成24年度政府調達に係る苦情の受付及び処理状況の公表

政府調達に関する苦情の処理手続要領(平成8年石川県告示第366号)第8条の規定により、平成24年度における政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

受付及び処理の件数 なし

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法の一部を改正する法律(平成25年法律第8号)による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令(平成25年政令第119号)第1条の規定による改正前の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	承諾撤回年月日
中 島 啓 介	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院	平成25年3月31日
辻 国 広	〃	〃
南 啓 介	〃	〃

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を終了する旨の通知があった。

平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (不動産登記法第14条第1項地図作成)	平成24年11月27日から 平成25年1月31日まで	能美市大浜町・中町・浜町地区

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画地区計画 (スマートタウン東金沢地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
加賀都市計画道路 (3・5・12号 加賀温泉駅前2号線)	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課
加賀都市計画地区計画 (加賀温泉駅前作見地区)	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成25年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消しをした年月日	氏 名	登録番号	取消しの理由
平成25年1月10日	渡 辺 孝太郎	第926号	法第9条第1項第2号該当(死亡の届出)
平成25年2月20日	表 徳 広	第5841号	〃